

当院では令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方せんの発行については現在整備中です。  
(令和 7 年 3 月 31 日までの経過措置)
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。  
(令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置)
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
7. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制によって、令和 6 年 7 月診療分より、初診時に医療 DX 推進体制整備加算を月 1 回に限り 8 点を算定しております。

ご理解のほど、よろしくお願い致します。